

座間市教育委員会 10月定例会会議録

- 1 開会日時 平成28年10月12日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 滝 久美子 委員長職務代理者 馬場 悠男
 教育委員 鈴木 義範 教育委員 小井田 由美子
 教育長 金子 槇之輔
- 4 出席職員 教育部長 土屋 寿美 教育総務課長 石川 俊寛
 学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 梶 弘之
 保健給食担当課長 杉浦 俊夫 教育研究所長 浜田 佐織
 生涯学習課長 浅野 寛 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 竹内 ゆかり 古川 武夫
- 6 案 件

No.	議案番号	報 告 事 項 名	提案説明者
1	28	平成28年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について	学校教育課長
2	29	座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の申出について	学校教育課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者
1	22	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

滝委員長 皆様、おはようございます。只今より10月定例教育委員会を開会致します。お諮り致します。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なし)

滝委員長 それでは会期は10月12日今日一日と致します。
 次に教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と鈴木委員を指名致します。

滝委員長 続いて経過報告に移ります。経過報告について金子教育長お願い致します。

金子教育長 (経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告

実施月日		事業(行事)等の内容	出席者
9月14日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、教育長
9月17日	土	中学校体育祭	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、教育長
9月17日	土	第22回座間市民音楽祭(合唱の部)	教育長
9月27日	火	第2回いさま会役員会	委員長、教育長
9月28日	水	学校訪問B(南中学校)	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、教育長
9月30日	金	第62回児童文化展	教育長
10月2日	日	小学校運動会(栗原小学校は除く)	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、教育長
10月3日	月	市長就任式、辞令交付式	教育長
10月4日	火	全員協議会	教育長
10月4日	火	定例校長会	教育長
10月4日	火	第62回児童文化展	鈴木委員
10月6日	木	第2回県央教育事務所管内教育長会議	教育長
10月9日	日	第41回座間市青少年創意くふう展表彰式	委員長
10月10日	月	座間市民芸術祭吟道大会	教育長
10月11日	火	学校訪問B(立野台小学校)	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、小井田委員、教育長

滝委員長

ありがとうございました。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

馬場委員

昨日、立野台小学校を訪問致しまして、鰯の干物の素揚げを食べて参りました。学校長を始め、委員会の皆様がきちんと計画をして実現させていただいたことについて、非常に有難く感謝致します。ご存じのとおり、子供達の歯並びが悪い、噛む力が足りない、それによって言語活動を含めて、色々障害があるということ改善するために、昔の人のように大きくて固い食べ物を食いちぎって、それをきちんと咀嚼することが必要であると考えていました。そんな中、沼津市の学校給食で鰯の開きの素揚げを食べさせているという話を聞いて、実際に行ってきた、座間でも何とか実現できないかということをお話と委員会の方達で話し合っていたいただきました。その間、大変な努力を重ねていただき、それが実現できて本当に良かったと思います。それも子供達が喜んで食べてくれているのです。実はそれを一番心配していたのですが、本当に良かったと思います。今回は試験的な実施でしたが、これからも継続していただき、出来れば年に数回実施していただければと思っています。関係の皆様には御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

小井田委員

9月28日に南中学校、10月11日に立野台小学校を訪問させていただきました。まず、南中についてですが、教師と子供との関係がとても良いと感じました。授業も本当に明るい中で進められていて、グループでの話し合いを見ましても子供同士の関係も非常に良いと思いました。その中で3年生のクラスで「先人に学ぶ」という授業をしていましたが、「高松ミキ」さんのことについて取り上げていて、「先人の心を我々が如何に引き継いでいくのか」というテーマの元にグループで話し合いをして、最後に発表がありました。「自分達は座間の市民なのだ」という志のもとに中学生らしい発想で「このようなことをしていきたい」、そういった内容の発表がされましたけれども、大変嬉しく、頼もしく感じた次第です。小学校のほうは立野台小学校に行かせていただきました。子供達が明るく、伸び伸び、そして挨拶がしっかりできる児童が多いと感じました。掃除の場面だったのですが、どの児童も一生懸命に掃除に取り組んでいました。また、授業では、作文学習の様子を拝見させていただきました。「教育大綱」を受けての「書く」という学習を充実させようという取組の一環だということです。低学年から高学年にかけて、どの学年でも「下書きメモ、校正、清書」という作文スキルを身に付けることを目標に取り組まれていました。その他、日常的に「書く」という習慣を身につける、「書く」ということへの抵抗感を無くすということに日常的に取り組まれているということをお話していただきました。低学年ほど個人差のある学習で、個別対応をしていく必要がありますので、先生方には粘り強く対応していただけれ

ば成果がみられるのではないかと考えています。最後に両校について、共通して言えることは学校現場で不登校やいじめ問題等がある中で、どの子も「支え合える、認め合える」ような温かな集団づくり、学校づくりを目指している、ということです。「集団だからこそ個が伸びて、個が伸びるからこそ集団が伸びる」そういうことを狙って心豊かな子供を育てていきたいという校長先生や他の先生方の気持ちが伝わってくるような学校訪問でした。

鈴木委員

児童文化展について、毎年参加をさせていただいておりますが、どれも素晴らしい作品が展示されていました。特に支援級の生徒さんが作られた作品が素晴らしく思いました。また、例年に比べて見学者が多かったように感じました。私は4日に行ったのですが、丁度、立野台小学校が見学に来ていましたので、余計人の多さを感じたのかもしれませんが、全体でどの位の見学者があったかをお聞かせいただきたいと思います。次に運動会についてですが、入谷小と座間小を見させていただきました。日程が変更になりましたが、特別な混乱もなく開催されていました。運動会には晴天が似合うということを改めて感じましたが、生徒の元気な笑顔と一生懸命さが感じられました。特に入谷小の「エイサー」と一般の人を巻き込んだ「座間音頭」については、郷土の伝統芸能を肌で感じられました。これからも継続していくことで郷土愛を育むことに繋がっていくものと思っているので、非常に素晴らしい取り組みをしていると改めて感じました。

浅野生涯学習課長

先日開催されました児童文化展についての報告をさせていただきます。市内11校から作品総出展数が1,841点、内共同作品が15点、出品者総数が1,838人でした。日程については昨年より1日多かったのですが、5日間で6,191人の来場者がありました。作品の内容ですが、夏休みの宿題というのではなく、予めテーマを定めてそれぞれのクラスから出展をいただいているので内容については非常にテーマ性が強く、非常に面白い作品が多いのが特徴です。文化会館が完成してから20年が経っているところですが、色調やデザイン性が上達していると感じます。なお、昨年度と比較をすると作品総数は残念ですが、昨年は2,153点、作品者総数は2,222点でどちらも減っているところですが、これは児童数がそれぞれの学校の状況により減っていることもあるのですが、今後はより子供達に出品をお願いするようにしていきたいと担当はコメントをしております。

金子教育長

夏休みの課題ではないということは、普段の授業での作品という理解でよろしいですか。

生涯学習課長

そのとおりです。

滝委員長 10月9日に「座間市青少年創意くふう展」の表彰式に出席して参りました。どの作品も大人顔負けの、子供ならではの作品で、とても素晴らしくて一生懸命作りだされたと思われる作品ばかりでした。これからも子供達には無限の想像力を活かして色々なことにチャレンジしていてもらいたいと思いました。

滝委員長 他にご意見、ご質問等ないようですので、以上で経過報告を終わります。次に議案の審議に移ります。

議案第28号「平成28年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要の制定について」、小宮学校教育課長お願い致します。

小宮学校教育課長

議案第28号「平成28年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」、平成28年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由でございますが、平成28年度末人事異動を実施するに当たり提案するものでございます。

別添で「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」を付けておりますのでご確認ください。簡単に3つの柱を説明させていただきます。「1、適材を適所に配置すること。2、教職員の編成を刷新強化すること。3、全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。」となっております。これを受けまして、座間市の要領を作成させていただいております。重要なところのみを説明させていただきます。「1、異動の時期、採用(転任採用を含む)、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。2、転任及び配置換について、(1)校種を異にする異動について積極的に行うものとする。(2)他市町村との人事交流に努めるものとする。(3)学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。(4)原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。(5)同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。(6)新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続(非常勤任用・臨時的任用期間も含む)5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。(7)中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。(8)小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定める。(9)から(11)については異動を申し出る時の細かい内容について書いておりますので後で読んでいただければと思います。(12)上記にかかわらず、学校運営上または、行政上必要な場合は異動を行うものとする。3、新規採用について、教員の新規

採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。(1) 採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。ア、面接を行い、人物について把握すること。イ、本人が有する免許状について確認すること。ウ、現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。4、勸奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知をはかる。5、その他、この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。以上でございます。

滝委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

小井田委員 「転任及び配置換」の(7)についてですが、許可教科担任について説明をお願いします。

小宮学校教育課長

中学校において存在するもので、異動の時にそのようなことが生じないように県も市も努力するところなのですが、教科の免許を持っている教員では教えきれないことが中学校では発生してしまうことがあり、そういった場合に免許を持っていない教科について、県から許可をいただいて一年間のみという条件付きで教えることができます。なお、市内では現在はこのような教員はおりません。

滝委員長 他にいかがでしょうか。

ご質問等もないようですので、議案第28号については承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

滝委員長 ご異議ないようですので、議案第28号「平成28年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要の制定について」、は承認いたします。

続いて議案第29号に移ります。

議案第29号「座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案の申出について」、小宮学校教育課長お願いいたします。

小宮学校教育課長 議案第29号「座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求めるものでございます。提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。次のページをご覧ください。上の3行は条例の名称になりますので省略致します。座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。第7条の表4教育委員会の項中「住民票関係情報であって規則で定めるもの」を「市町村民税に関する情報であって規則で定めるもの」「住民票関係情報であって規則で定めるもの」に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。少し説明をさせていただきますと、マイナンバー制度に関して、情報連携の範囲が拡大するということが法律の中で謳われております。これに合わせて条例を改正させていただきたいということを申し出たいと考えております。新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。学校保健に係る医療に要する費用についての援助に関する事務についての箇所は変わりありませんが、まずはこれが何を申しているかと言いますと、学校教育課で言いますと、就学援助の医療費交付の事務です。これにおいて、現行では教育委員会の申出に対して市長から住民票関係情報をいただき事務を進めることができしておりますが、その情報連携の幅が広がることによって、住民票関係情報のみならず、市町村民税に関する情報についても教育委員会からの申出により市長から情報を提供していただけることとなりますので、就学援助を申し出る方の添付資料が減るということと、担当におきましても事務量が減るという良いことが想像されるところです。これはマイナンバー制度の使用により情報連携システムにおいて行われることとなりますので、今後システムが確立される中でこのような法律により条例を先に改正をしていくという申出になります。宜しくお願い致します。

滝委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。ご質問等もないようですので、議案第29号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

滝委員長 ご異議等ないようですので議案第29号「座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の申出について」、は承認いたします。

本日の議案事項は以上です。本日は協議事項はございません。報告事項に移ります。

お諮りいたします。報告第22号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

滝委員長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(報告第22号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

報告事項は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

金子教育長 図書館の金井雄二館長がこの度、丸山薫賞を受賞しましたので、館長から報告をお願いします。

金井図書館長 この度、豊橋市主催で行っております、第23回丸山薫賞という現代詩の賞ですが、受賞を致しましたので報告を致します。ありがとうございます。

滝委員長 次回の定例会は11月9日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。以上で10月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時10分 閉会)